

# Select DMP サービス利用規約

Select DMP サービス利用規約（以下「本規約」といいます。）には、株式会社インティメート・マージャー（以下「IM」といいます。）と本規約第3条第1項に定めるサービス（以下「本サービス」といいます。）を利用する利用者（以下「お客様」といいます。）との間の権利義務関係が定められています。

本サービスを利用する際には、本規約の全文をよくお読みいただき、同意の上、ご利用いただきますようお願い致します。

## 第1条 （本規約の目的・適用）

本規約は、本サービスに関して適用される基本的な契約事項を定めることを目的とします。

## 第2条 （利用の申込・承諾）

- 1 お客様は、IM 書式の本サービスの利用申込書を IM に提出した時点で本規約に同意したものとみなされ、当該利用申込書に対して IM が承諾した時点で Select DMP 利用契約（以下、「本契約」といい、これに付随する一切の覚書等も含まれます。）が成立するものとします。なお、本サービスの利用申込は、必ず本サービスの利用にかかる契約を締結する権限を有する者が行わなければならないと、正当な権限を有しない役職員その他第三者の代理による申込は認められないものとします。また、利用申込書の定めと本規約の定めが異なる場合には、利用申込書の定めが優先するものとします。
- 2 IM は、次の各号に該当すると判断した場合、本サービスの利用申込を承諾しないことがあります。その際、IM は当該不承諾の理由につきお客様に通知する義務を負わないものとします。
  - (1) 申込書に虚偽の記載、誤記又は記入漏れがあったとき
  - (2) 利用申込者が契約上の債務の履行を怠る恐れがあると IM が判断したとき
  - (3) 利用申し込みを承諾することが不相当と IM が判断したとき
  - (4) その他利用申込を承諾しないことにつき正当な事由があるとき
- 3 お客様は、利用申込書に記載の事項に変更があった場合、速やかに IM に対して変更の届出を行うものとします。

## 第3条 （本サービス）

- 1 「本サービス」とは、IM が保有する資産（ツールやデータ等含むが、これに限られません。）を利用して、IM からお客様に提供されるサービスのうち、以下に定めるものをいいます。
  - (1) Select DMP サービス
  - (2) IM ・お客様間で別途利用申込書その他の書面にて合意した業務
  - (3) 上記業務に関連し又は付随する業務
- 2 IM は、IM の事業としての本サービスの内容を変更し又は提供を終了することができ、本サービスの変更又は終了に起因してお客様に生じた損害について一切の責任を負わないものとします。ただし、IM は、本サービスの提供が著しく困難になる変更を伴う場合又は本サービスの提供を終了する場合、お客様に事前に通知するものとします。
- 3 お客様は、IM がお客様に対して本サービスを提供するにあたり、IM が別途指定する期日までに、IM が別途指定する IM の本サービス提供に不可欠の前提となる業務（分析タグの設定、データの提供、本サー

ビスの内容として第三者のサービスが含まれる場合の当該第三者の定める利用条件の遵守、及びIMの定めるプライバシーガイドラインの遵守等を含むが、これに限られません。)を実施するものとします。

- 4 お客様は、本サービスの実施にあたり個人情報を取得し又はIMに提供する場合、個人情報保護法上の義務(利用目的の通知又は公表、第三者提供の制限を含むが、これに限られません。)の一切を遵守するものとします。
- 5 IMは、本サービスの信頼性、正確性、特定の目的への適合性について保証せず、お客様がこれらに起因してなんらかの損害を被ったとしても、当該損害につき責任を負わないものとします。

#### 第4条(本サービス上の義務)

- 1 IMは、お客様と緊密に連絡をとり、本規約に定められた各条項を誠実に遵守し、本サービスを自己の企画又は自己の有する専門的な技術、知識若しくは経験に基づいて、善良なる管理者の注意をもって遂行するものとします。
- 2 お客様は、IMの本サービスの遂行に際し合理的な範囲で最大限の協力をするものとし、IMに対し、本サービスの遂行に必要な資料等を貸与又は提供するものとします。

#### 第5条(利用料金)

- 1 本サービスの利用料金は原則として毎月末日締めとし、IMはお客様に対し、書面又は電磁的方法(電子メール等を含みます。)にて、直接または代理店を通じて、その請求を行うものとします。
- 2 お客様は、IMに対し、前項の請求に基づき、当月分の利用料金を、IMに支払う場合には翌月末日(以下、「支払期日」といいます。)までにIMの指定する銀行口座への振込送金の方法により支払い、代理店を通じて支払う場合には別途代理店が指定した期日までに代理店が指定した銀行口座への振込送金の方法により支払うものとします。なお、振込手数料はお客様が負担するものとします。
- 3 お客様は、本サービスの利用料金を、支払期日を経過してもなお支払わない場合には、支払期日の翌日から起算して支払済に至るまで、年14.6%の割合で計算して得た額を遅延利息としてIMに支払うものとします。

#### 第6条(本サービスの停止・中断)

- 1 IMは、以下のいずれかに該当する場合には、お客様に事前に通知することなく、本サービスの全部又は一部を停止又は中断することができるものとします。
  - (1) 本サービスに係るコンピューター・システムの点検又は保守作業を行う場合
  - (2) コンピューター、通信回線等が事故等により停止した場合
  - (3) 火災、停電、天災地変などの不可抗力により本サービスの運営ができなくなった場合
  - (4) その他前各号に準じる事由が生じた場合
- 2 IMは、前項に基づきIMが行った措置に基づきお客様に生じた損害について一切の責任を負わないものとします。

#### 第7条(禁止行為)

- 1 お客様は、本サービスの利用にあたり、以下の各号に該当する行為をしないものとします。
  - (1) IM又は本サービスの他の利用者その他の第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利又は利益を侵害する行為(かかる侵害を直接又は間接に惹起する行為を含みます。)
  - (2) 個人情報保護法その他の本サービスの利用に関連する国内外の法令に違反する行為

- (3) 犯罪行為に関連する行為又は公序良俗に反する行為
  - (4) コンピューター・ウイルスその他の有害なコンピューター・プログラムを送信する行為
  - (5) 虚偽の情報を意図的に提供する行為、又はそれに類似する行為
  - (6) IM による本サービスの運営を妨害するおそれのある行為
  - (7) IM 提供データ（本サービスの提供にあたり IM がお客様その他の利用者又は IM が別途契約する代理店に提供した一切のデータ）を、IM の承諾なく、第三者に提供し又は第三者の提供するサービスで利用する行為
  - (8) 次条第 6 項の許諾の範囲を超えて IM 提供データを利用する行為（お客様が第三者に提供する自社のサービスで利用する場合を含むが、これに限られません。）及び第三者に利用させる行為
  - (9) その他前各号に準じる行為
- 2 IM は、お客様の行為が前項各号のいずれかに該当し又は該当するおそれがあると判断した場合には、何らの通知催告を要さず、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができ、お客様は、IM が被った損害の一切を賠償するものとします。
  - 3 IM は、お客様の行為が第 1 項各号のいずれかに該当し又は該当する恐れがあると判断した場合には、お客様に事前に通知のうえ、当該行為に関する対応措置を実施できるとともに、当該お客様の行為について差止めを求めることができます。この場合、お客様は、IM の差止めの求めに直ちに応じなければならないものとします。
  - 4 IM は、前二項に基づき IM が行った措置に基づきお客様に生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。

#### 第 8 条（IM 提供データの取扱い）

- 1 IM 提供データ（特定の個人を識別することができる情報を含みません。）が個人データとして取得されることが想定される場合、お客様は、IM 提供データの取得前にあらかじめ、IM 提供データを個人データとして取得することを認める旨の当該個人データの主体たる本人による同意を得る（または提供先がお客様以外の第三者である場合における当該提供先に本人による同意を得させる）ものとし、かつ、当該本人による同意を既に得ていることを IM に対して通知し、表明及び保証するものとします。
- 2 お客様は、第 1 項の本人同意確認のため IM が必要とする情報を、IM の指定する方法・時期・場所において送信することにより通知するものとします。IM は、当該本人同意が確認できた場合に限り、当該本人同意の情報に対応する IM 提供データのみを送信するものとします。
- 3 第 1 項及び第 2 項に定める通知をしないときは、お客様は、IM 提供データを個人データとして取得しない（提供先がお客様以外の第三者である場合には、当該提供先に個人データとして取得させない）ものとします。この場合、お客様は、IM 提供データを、個人データと突合するなどして特定の個人が識別される個人データとして取得、利用等してはならない（提供先がお客様以外の第三者である場合には、当該提供先に当該取得、利用等をさせない）ものとします。
- 4 IM 提供データの項目は、IM の Web サイト（IM-DMP のデータ利用について <https://corp.intimatemerger.com/datapolicy/>）3. 取得するインフォーマティブデータの項目、利用目的および保存期間）で公表されたものとします。なお、IM 提供データの項目の改定は IM の裁量で行われるものとし、お客様は改定後の内容について同意するものとします。
- 5 第 1 項の場合、お客様は、IM 提供データについて、個人情報保護法の義務（利用目的の通知又は公表や第三者提供の制限を含むが、これに限られない。）をすべて遵守する（提供先がお客様以外の第三者である場合には、当該提供先に遵守させる）ものとします。

- 6 IM は、IM 提供データの IM による提供先に対して、本契約の有効期間中、本サービスの目的の範囲内においてのみ、IM 提供データを使用することを許諾します。本項により許諾された権利は、譲渡不能かつ、非独占的なものとします。ただし、本サービスの目的の範囲内であっても、IM 提供データを第三者に提供又は開示する場合には、事前に IM の承諾を得なければならないものとします。

#### 第9条（秘密保持）

- 1 本契約において「秘密情報」とは、本契約の遂行に際して一方当事者（以下、秘密情報を提供した当事者を「開示者」といいます。）が他方当事者（以下、秘密情報を受領した当事者を「受領者」といいます。）に秘密である旨を明示して開示する一切の情報をいいます。（なお、口頭、映像などの無形的方法で秘密情報の提供がなされた場合、開示者は受領者に対して、提供時に秘密情報である旨を告知し、提供後 14 日以内に、改めて文書にて秘密情報である旨の明示を付してその内容を提供したときに限り、当該情報を秘密情報として扱うものとします。）。
- 2 秘密情報に以下の情報は含まれないものとします。
- (1) 開示者から提供若しくは開示がなされたとき又は知得したときに、既に一般に公知となっていた、又は既に知得していたもの
  - (2) 開示者から提供若しくは開示又は知得した後、自己の責めに帰せざる事由により刊行物その他により公知となったもの
  - (3) 提供又は開示の権限のある第三者から秘密保持義務を負わされることなく適法に取得したもの
  - (4) 秘密情報によることなく受領者が独自に開発したもの
  - (5) 開示者から秘密保持の必要な旨書面又は電磁的方法で確認されたもの
- 3 受領者は、善良な管理者の注意をもって以下の対応を行うものとします。
- (1) 受領者は、開示者の秘密情報を漏洩又は第三者（ただし次号に定める者は除きます。）に開示せず、また本契約の遂行以外の目的のために利用しないものとします。
  - (2) 受領者は、開示者が書面による事前の承認をした場合を除き、秘密情報を、本サービスの遂行の目的のためにアクセスする必要がある自己又は自己の親会社の役員、従業員（パート従業員、契約社員、アルバイト含みます。）、次条に定める再委託先、代理人及び法令で守秘義務を負う弁護士、公認会計士等の専門職（以下「役職員等」といいます。）にのみ開示できるものとします。
  - (3) 受領者は、前号に基づき役職員等に秘密情報を開示する場合には、自己が本条に基づき負う義務と同等の義務を役職員等に課すものとし、役職員等による当該義務の履行につき連帯して責任を負うものとします。
- 4 前項の定めにかかわらず、受領者は、裁判所、政府機関、又は法令（以下「法令等」といいます。）により強制される場合には、開示者の秘密情報を開示することができるものとします。ただし、受領者は、当該開示の強制について、法令等に許容される限度で開示者に事前の通知を行うものとし、事前の通知が困難な場合には事後速やかに通知するものとします。
- 5 前項において、開示者が開示に異議を唱えることを望む場合には、開示者の費用で、秘密情報を開示する受領者に合理的な援助を与えるものとします。受領者が、開示者が当事者である民事手続の一部として、法令等により開示者の秘密情報の開示を強制され、かつ開示者が開示に異議を唱えていない場合には、開示者は、受領者に当該秘密情報を収集して、安全なアクセスを提供するための受領者の合理的な費用を弁済するものとします。

#### 第10条（委託）

IMは本サービスの提供に関する業務の全部及び一部を、第三者（以下「再委託先」といいます。）に委託することができるものとします。この場合、IMは自己が本契約に基づき負う義務と同等の義務を再委託先に課すものとします。

#### 第11条（権利義務の移転禁止）

IM及びお客様は、相手方の書面による事前の承諾なく、本契約に基づき生じた地位を第三者に譲渡若しくは承継させ、又は本契約から生じる権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡、承継、若しくは担保に供してはならないものとします。ただし、合併、会社分割、その他法令に基づき行われる組織再編に伴う包括承継の場合はこの限りではありません。

#### 第12条（知的財産権）

本サービスの実施環境を構成するすべてのプログラム、ソフトウェア、データ、ドキュメント等に関する知的財産権は、IMに帰属するものとします。

#### 第13条（広報活動への協力）

お客様は、IMによる本サービスに関連する広報・宣伝活動に可能な限り協力するものとし、その方法・時期等についてはIMとお客様で協議の上、決するものとします。

#### 第14条（損害賠償）

- 1 IMは、本サービスに関してお客様又は第三者に生じた損害について、それがIMの故意又は重過失によるものでない限り、一切の責任を負わないものとします。
- 2 本サービスに関してIMの損害賠償責任が生じた場合、債務不履行、不法行為その他請求原因の如何にかかわらず、帰責事由の原因となった本サービスの対価を上限とします。

#### 第15条（不可抗力）

IM及びお客様は、ストライキ、暴動、戦争、政府規制、地震、洪水、天災、法令の制定・改廃、公権力による命令・処分、争議行為その他当事者の制御しえない事由によって本契約の履行が不能となり又は遅延しても、相手方に対しその責を負わないものとします。

#### 第16条（契約解除）

- 1 IM及びお客様（以下本条において「解除権者」といいます。）は、相手方が次の各号の一に該当した場合、相手方に通知することにより、本契約の全部又は一部を将来に向かって解除することができるものとします。
  - (1) 本契約に違反し、解除権者より相当の期間を定めてなした催告があつたにもかかわらずこれを是正しないとき又は本契約に定める表明保証の内容が正確若しくは真実でないことが判明したとき
  - (2) 監督官庁より営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消処分を受けたとき
  - (3) 差押、仮差押、仮処分、強制執行、担保権の実行としての競売、又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始等の申立があつたとき、その他信用を著しく損なう事情があつたとき
  - (4) 解散したとき（合併による場合を除きます。）、清算開始となつたとき、又は事業の全部（実質的に全部の場合を含みます。）を第三者に譲渡したとき
  - (5) 手形交換所の不渡り処分を受けたとき、又は、支払停止、支払不能等の状態に至つたとき

- (6) 資産、信用又は事業に重大な変化が生じ本契約に基づく債務の履行が困難になるおそれがあると認められる相当の理由があるとき
  - (7) 法令に違反し、取引の存続が困難であるとき、又は当事者の信頼関係を維持することが困難となったとき
  - (8) 前各号のいずれかに該当するおそれがあると解除権者が合理的に判断したとき、その他債務の履行が困難であると認めるに足る相当の理由があるとき
- 2 IM 又はお客様が前項の各号の一でも該当した場合、解除権者からの催告その他何ら手続を要することなく、本契約に基づく一切の債務の履行につき当然に期限の利益を失い、直ちにその時点における全債務を解除権者に弁済するものとします。
  - 3 IM 又はお客様が第 1 項各号の一にでも該当し、これにより解除権者が損害を被ったときは、IM 又はお客様は、契約解除の有無に拘らず、解除権者が被った損害を賠償しなければならないものとします。

#### 第 17 条(反社会的勢力の排除)

- 1 IM 及びお客様は、相手方に対し、自己並びに自己の役員及び実質的に経営を支配する者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、特殊知能暴力団等、その他これに準ずる者（以下「暴力団員等」と総称します。）に該当しないこと及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたって該当しないことを保証します。
  - (1) 自己、他社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
  - (2) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - (3) 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 IM 及びお客様は、相手方に対して、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを保証します。
  - (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
  - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 IM 及びお客様は、相手方が前二項に違反した場合、何らの催告その他の手続を要せずに直ちに本契約の全部又は一部を解除し、あわせてこれにより被った損害の賠償を請求することができるものとします。
- 4 IM 及びお客様は、前項の規定により本契約の全部又は一部を解除することにより、相手方に損害が生じた場合であっても、これを賠償する義務を負わないものとします。

#### 第 18 条(有効期間)

本契約の有効期間は、本契約締結日から、利用期間が経過し、お客様の最後の利用料の支払いが完了した時点までとします。

#### 第 19 条 (存続条項)

本契約が終了した場合であっても、その理由の如何を問わず、第 9 条については本契約終了後 3 年間、第 5 条第 2 項第 3 項、第 11 条乃至第 14 条、第 16 条第 2 項第 3 項、第 17 条、本条、第 21 条乃至第 23 条

の規定は本契約終了後なお有効に存続するものとします。

#### 第 20 条（規約の改定）

IM は、IM が必要と認めた場合は、本規約を改定できるものとします。本規約を改定する場合、改定後の本規約の施行時期及び内容を IM のウェブサイト上での掲示その他の適切な方法により周知し、又はお客様に通知します。ただし、法令上お客様の同意が必要となるような内容の変更の場合には、IM の所定の方法でお客様の同意を得るものとします。

#### 第 21 条（準拠法及び裁判管轄）

- 1 本契約は、日本国法に準拠し解釈及び判断されるものとします。
- 2 本契約に関する一切の紛争については、その訴額に応じて、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第 22 条（分離可能性条項）

本契約の条項の一部が、理由の如何にかかわらず、無効又は違法と判断された場合においても、本契約のその余の規定の有効性及び適法性は、そのことにより一切影響を受けないこととします。

#### 第 23 条（協議解決）

本契約に定めのない事項及び本契約に関して疑義が生じた場合には、IM 及びお客様は誠意をもって協議の上、円満に解決を図るものとします。

制定：2020年2月6日

改定：2020年6月23日

改定：2021年7月6日

改定：2022年8月31日

改定：2023年7月4日

改定：2024年6月13日

改定：2025年3月1日